

令和8年度ローカル・ブルー・オーシャン・ネットワーク推進事業 公募要領

1. 背景・目的

海洋ごみ対策については、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）等に基づき、海洋ごみの回収・処理を始め各種対策が進められてきました。

海洋プラスチックごみ問題については、G20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を各国で共有し、さらに令和5年5月のG7広島サミットにおいて、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミットする等、国際的な議論をリードしてきており、これらを踏まえ、国内においても「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等に基づき対策を推進しているところです。

今後より一層対策を進めていくためには、内陸部及び沿岸部それぞれの地域事情に合わせた特色ある海洋ごみ対策を進めることが重要です。そのため、地域におけるごみの海洋・河川等への流出抑制の目標・方針の策定・宣言を促進するとともに、自治体・企業・NPO等の関係者をネットワーク化し、関係者が一体となった持続的な取組を社会実装し、広域展開していく必要があります。

上記を踏まえ、国内における海洋ごみ対策の一層の推進を図ることを目的に、モデル地域を対象として自治体と企業等の連携による自走性ある取組の実証を支援し、海洋ごみの回収・発生抑制対策の実効性を高め、持続可能な取組とするためのモデル事業を実施いたします。

2. 事業概要

- 本事業は、国内における海洋ごみ対策の一層の推進を図ることを目的に、自治体と企業等の連携による海洋ごみ対策に対して、実効性のある持続可能な取組となるよう、事業プランの作成、連携体制の構築、効果・課題の検証等のサポートを行うものです。
- 自治体・企業・NPO等の関係者との連携による地域の特色にあわせた海洋ごみ対策や複数地域で実施する海洋ごみ対策の取組について申請いただきます。申請いただいた取組の中から、海洋ごみの回収・発生抑制対策の実効性を高め、持続可能な取組とするための「モデル事業」として選定します。
- モデル事業への選定後、環境省事業「令和8年度海ごみゼロ地域基盤整備事業実施業務」として、本業務の請負事業者（以下、「事務局」という。）とモデル実施団体との請負契約により実施します。提案内容をもとに、モデル実施団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、令和8年度の活動計画及び経費の用途を決定します。
- 地域ごとの分析、課題解決のアプローチ、多様なステークホルダーと連携した地域展開には時間を要することから、当事業は最大2か年をかけて、地域における海洋ごみ対策の基盤を構築することを目指します。
ただし、令和8年度の事業として採択することをもって年度をまたいだ2か年の予算措置を確約するものではないこと、継続審査の結果、継続しない場合や、減額の可能性があることをあらかじめ御理解、御了承ください。

図 モデル事業のスキーム

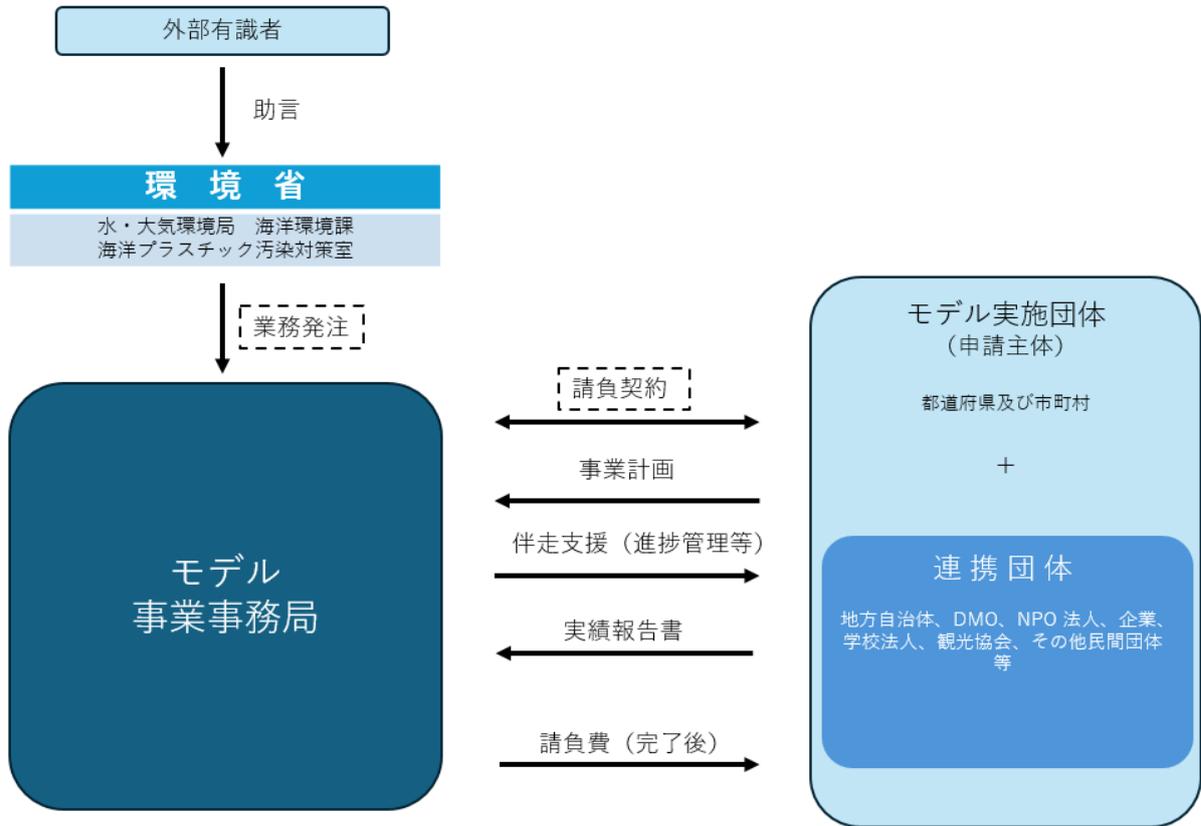


表 令和8年度の事業実施スケジュール (予定) ※1

時期	実施内容
5月以降	・事務局との請負契約、初回打合せ、活動計画の協議等
6月～	・定期的な打合せの実施（現地1回程度、オンライン適宜） ・伴走支援、環境省・事務局による現地調査等 ・専門家によるコーチング等（必要に応じて実施） ・第1回検討会
2月頃	・第2回検討会 ・シンポジウム
2月末	・事業実施報告書の提出
3月頃	・事業継続審査（2か年での事業を希望する場合）※2

※1 現時点での予定であり、時期や実施内容は変更となる場合があります。また、本表に記載している内容以外にも、事業の効果を高めるために必要とされたイベント等が追加される可能性があります。

※2 令和9年度以降の予算確保及び政府予算の成立が前提です。

(1) 実施期間

事務局との請負契約締結日 ~ 令和9年2月26日(金) (予定)

なお、令和9年度の予算が確保された場合は、令和9年度も本事業は継続予定です。同一の申請者による事業は原則2か年までとします。2か年での事業を希望する場合は、参考に2か年目(令和8年度、令和9年度分)の実施内容も記載してください。その場合にも、単年度ごとに成果を出すことが求められます。また、令和9年度の予算の確保状況、令和7年度

の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。

(2) 対象団体

都道府県及び市町村(複数自治体による連名での申請も可)

原則として地方公共団体と民間団体が共同又は連携して提案することとし、事務局と請負契約を締結していただきます。ただし、事務局との契約締結に当たっては連携団体でも構いません。

なお、モデル事業を実施するに当たり、連携民間団体との協議会等の設置に努めていただきます。

(3) 事業実施方法

応募内容をもとに、環境省事業「令和8年度海ごみゼロ地域基盤整備事業実施業務」の請負事業者である事務局とモデル実施団体との間で請負契約を締結します。

当該事業費は、上記の請負契約に基づく請負費としてお支払いします(モデル実施団体の活動のための補助金ではないことに御留意ください)。請負費は原則として成果物の提出及び業務完了の確認後、一括してお支払いします。

モデル事業は事務局による伴走支援を予定しています。モデル事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、モデル実施団体、環境省、事務局との打合せや活動への助言等を行いますので、環境省、事務局の助言等を踏まえて事業を実施するようにしてください。また、伴走支援の一環として、モデル実施団体に対して、必要に応じて専門家による事業内容等のコーチング(改善指導等)を取り入れます。

(5) 対象事業

国内における海洋ごみ対策の一層の推進を図ることを目的に、以下のモデル事業に取り組むモデル地域を募集します。なお、新規性が高く、かつ、広域の取組と認められる場合は①と②の事業を組み合わせて申請することも可とします。

①地域の特色に合わせた海ごみ対策モデルの創出 実施主体数：3件程度

費用負担額：1件当たり3,000千円(税抜)を上限

②複数地域で実施する広域での海ごみ対策モデルの創出[※] 実施主体数：2件程度

費用負担額：1件当たり2,000千円(税抜)を上限

※申請団体が既に取り組んでいるスキームや過去の環境省事業を別地域で実施する取り組みを想定しています。

過去の環境省事業については、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業による取組を参考にしてください。参考：<https://plastics-smart.env.go.jp/lbov/>

3. 対象経費

請負契約の対象となる経費の使途は以下に示すものであって、令和8年度の事業実施期間中においてモデル事業の実施に直接必要な経費とします。なお、事業実施に直接必要でない経費、その他、環境省及び事務局が不要と考える経費は認められませんので減額となります。

【対象経費】

事業費：外注費（各種調査、資料作成、環境整備等）、旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本日、補助員人件費^{※1}、雑役務費、専門家への謝金・旅費、その他モデル事業実施に直接必要な諸経費、一般管理費^{※2}

※1 事業に係る事務を補助する為に任用する臨時職員の賃金等。

※2 一般管理費は全体事業費の1割5分を上限とする。

【対象外経費】

- ・事業場等の建物・施設の新設、整備に関する経費
- ・資産等が残る工事に関する経費
- ・機器・備品等の購入に関する経費^{※1}
- ・モデル事業の実施に直接関係しない経費
- ・その他モデル事業の実施に直接関係しない経費

※1 機器・備品については原則リースとし、それによらないものは事務局に相談してください。

4. 応募方法

(1) 公募期間

令和8年3月30日（月）～令和8年4月28日（火）17:00（必着）

(2) 応募書類の提出

公募期間内に、以下に示す応募書類①～③を「7. 応募先及び問合せ先」まで電子メール（ストレージシステム等を含む）にて御提出ください。電子メールで提出することが困難な場合には、あらかじめ余裕をもって御相談ください。なお、複数のもので共同して応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、契約当事者となる代表機関を定めてください。（原則として、公表の際は当該代表機関をモデル実施団体として記載します。）

記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せて御覧ください。

応募の際は、「6. モデル事業実施に際しての留意事項」をよく御確認いただきますようお願いいたします。

【応募書類】

- ①応募申請書（様式1）
- ②実施計画書（様式2）
- ③主たる応募団体の定款又は規約等（地方公共団体は除く）

<実施計画書への記載項目>

1. 本事業への応募理由

取組の背景、本事業により解決したい地域課題、目指す地域の姿（アウトカム）、獲得したい目標・成果（アウトプット）、現在の取組状況とこれまでの実績等を簡潔にお示ください。また、令和8年度以降の取組の展開として、令和9年度以降の具体的な中長期計画等もあれば、併せてお示ください。

2. 事業実施計画

1. で示された内容を踏まえて、令和8年度に取り組む事業内容、実施体制・方法、スケジュール等をお示ください。

本公募に基づき請負契約の対象となるモデル事業の範囲が、申請主体が別に取り組む事業の一部である場合には、その範囲もお示ください。

2か年で取り組む場合は、令和9年度の実施計画についてもお示ください。

なお、実施体制について、本モデル事業により新たな実施体制の構築や拡充等を計画している場合は、現在の体制とモデル事業により計画している体制とが区別できるように記載してください。

3. モデル事業の実施における各主体及び対象とする地域の管理者との連携状況

2. で示されたモデル事業の実施体制について、地域での多様な主体及び対象とする地域の管理者との連携・調整状況をお示ください。連携状況については、「既に連携」の場合は連携先の担当部局や連絡先、具体の活動内容についてお示ください。「今後連携を模索」することを想定している場合は、その役割についてもお示ください。

また専門家等の第三者からの助言を受けることを想定している場合は、その体制（専門家の候補を含む）についてもお示ください。なお、具体的な想定は無いものの、事業の実施に際して専門家等からの助言を希望する場合は、助言を受けたい内容等についてお示ください。

4. 関連する事業

応募する事業以外に関連する事業があれば、応募する事業との関連性について図表なども活用しながらお示ください。また、国・地方公共団体等から助成金・補助金等の支援を受けている又は受ける予定がある事業がある場合は、その名称、期間、実施内容の概略等を併せて記載してください。

5. 支出計画書

本要領の「4. 対象となる経費」を御確認の上、モデル事業の支出計画を具体的な内訳・積算を含めてお示ください。2か年で取り組む場合は、令和9年度の支出計画についてもお示ください。ここで記載いただく事業実施に係る経費は、対象事業の費用負担額をとします。継続希望の場合にも、単年度ごとに成果を出すことが求められます。また、令和9年

度の予算の確保状況、令和8年度の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。

また、モデル事業実施に当たり外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先名称・所在地をお示しください。

【応募書類の提出形式】

PDF形式、Microsoft Word形式又はMicrosoft PowerPoint形式の電子ファイル

5. モデル実施団体の決定・通知

(1) 審査方法

応募書類を審査の上、計5件程度を選定する予定です。

環境省において応募書類に必要事項が記載されているか、必要書類が添付されているか等について書類審査を行ったのち、以下(2)の審査基準に基づき、有識者からなる検討会で審査を予定しています(審査は非公開。審査に関する質問等は受け付けません。)

なお、必要に応じて事務局から電話又はメールにて応募書類に関する確認を行う場合がありますが、基本的には提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますので御留意ください。

(2) 審査基準

評価項目	評価事項
①先進性・モデル性	これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。
②具体性・実現可能性	実施計画書の計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
	モデル事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
	モデル事業の効果検証や課題整理の方法が具体的に記載されているか。効果検証(定量的・定性的な効果のいずれも)の方法は適切に設定されているか。
	関連団体等(地方公共団体、市民団体等)との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。
③緊要性	モデル事業の中で特定される課題が緊要性の高いもの(又はその懸念があるもの)であり、その課題に対して効果が見込まれるか。
④経済性、継続性・波及性	見込まれる効果と事業費が妥当性のある取組であるか。
	本モデル事業終了後も、引き続き実施されることが

	見込まれるものであるか。
⑤地域の魅力向上	期待される効果が、海洋ごみの回収・発生抑制対策や利活用のみならず、地域の魅力向上に資する取組であるか。
⑥評価委員の知見に基づく上乘せ評価、又は、上記以外の観点での評価 (取組のインパクト、国際展開性、創意工夫など)	

(3) 審査結果

審査結果は応募団体へ電子メールにより通知後、環境省ホームページ等で公表します。

6. モデル事業実施に際しての留意事項

(1) モデル事業の位置付け

本事業は、モデル実施団体の活動に対する補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものであり、国費による経費の負担等を通して、モデルとなる取組を環境省と共に作り上げ、その成果を発信等することにより、他地域への展開を進め、国内における海洋ごみの回収・発生抑制対策の実効性を高め、持続可能な取組とすることを目指すものです。本公募は、この考え方に賛同・理解・協力いただける事業者を募集するものです。

(2) 事務局等との打合せ等とモデル実施団体による協力

本事業では、環境省、地方公共団体、専門家及び地域の関係者が連携して、海洋ごみ対策に取り組むことで地域における関係主体の連携を促すとともに、地域課題の解決に資する取り組みの基盤となる好事例の創出が期待されています。上述の目標達成のため、事業のモデル実施団体に対しては、適宜 PDCA サイクルを回しながら事業に取り組んでいただき、必要に応じて適切に計画の変更等を行っていただきます。モデル実施団体の要望は最大限尊重しますが、実施団体の選定過程及び選定後において、当該事業の趣旨を踏まえ、事業の内容を申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のおり事業を行っていただくとは限らないことに御留意ください。

また、モデル実施団体に対しては、事務局の伴走支援を取り入れます。伴走支援の一環として、モデル事業の実施に当たり、本事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の求め又はモデル実施団体からの要請に応じ、打合せや助言、専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を行います。打合せやコーチングに当たっては、必要な資料の作成等に御協力をいただくことがあります。コーチングを行う専門家については、環境省、事務局及びモデル実施団体において協議の上、決定することといたします。また、モデル事例形成、地域における海洋ごみ問題に係る取組の推進に向けた情報発信等のために、モデル実施団体に対して、ヒアリングや、モデル事業に関連する取組の現地調査、取材、シンポジウム等への参加の御協力をお願いすることがあります。

(4) 申請事項・法令の遵守等

モデル実施団体において、申請した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどをした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

また、本事業は、環境省の調査事業の一環として実施することから、各種関係法令を遵守して実施いただくほか、科学的根拠が必ずしも明らかではない場合でも、環境の保全等の観点から、一般論として配慮すべき事項については、厳格な対応を求める場合がありますので、御留意ください。

(5) 成果物とその帰属

事業成果は、事業継続中の年度末及び事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境省 web サイト等で掲載いたします。モデル実施団体においては、請負契約により実施していただくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案されたモデル事業の内容に応じ、(2)による協議で決定します。

提出されたモデル事業実施報告書をもとに、事務局が作成する環境省事業「令和8年度海ごみゼロ地域基盤整備事業実施業務」の報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。また、請負契約によるモデル事業の一環として例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、モデル実施団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。なお、従来からモデル実施団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

(6) 事業終了後の協力

選定した事業については、事業終了後も、本事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、海洋ごみの回収・発生抑制対策の実効性を高め、持続可能な取組を自ら目指すことが期待されます。そのため、事業終了後も、環境省、若しくはモデル事業事務局から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどをお願いすることがあります。

7. 応募先及び問合せ先

環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室

担当：藤林、佐々木

TEL：03-5521-9025

E-mail：mizu_umigomihojyo@env.go.jp

※送信の際は「◎」を「@」に置き換えてください。）

※件名は、【申請】令和8年度ローカル・ブルー・オーシャン・ネットワーク推進モデル事業（団体名）としてください。